

令和7年度研修講座等の旅費事務取扱いについて（県立学校用）

（県）教育センター学びの丘

1 概 要

教育センター学びの丘が実施する研修講座の受講及び研修講座等の講師や委員として出席した場合、旅費事務の取扱いについては次のとおりとする。

2 事業別（支出科目別）の取扱いについて

(1) 初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）

事業名等	取扱い
・初任者研修（2年次・3年次研修を含む。） ※教職基礎研修⑦を除く。 ・初任研連絡協議会 ・拠点校指導教員	「令和7年度初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）旅費事務取扱いについて（県立学校用）」のとおり（別途配付）

(2) 教育センター学びの丘の事業旅費として取り扱う事業等

初任者研修関係以外の事業名等	支出科目及び取扱い等
・初任者研修教職基礎研修⑦ ・6年次研修 ・中堅教諭等資質向上研修 ・養護教諭研修 ・栄養教職員研修 ・学校事務職員研修 ・専門〈特定研修〉 ・専門〈選択研修〉 ※初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）として選択した研修講座は除く。	高等学校 高等学校総務費 教職員（01 10 04 01 02） 特別支援学校 特別支援学校費 教職員（01 10 05 01 02） 中学校 教職員費 教職員（01 10 03 01 01） 学びの丘が調査を行い、その結果により教職員課から配当があります。 学びの丘 ①調査 → ②回答 ← ③配当依頼 → ← ④配当 学校 教職員課
学びの丘の研修講座に講師として出席した場合	旅行命令簿及び旅費計算書の作成について (1) 旅費システムで作成すること。
学びの丘の事業に委員として出席した場合	(2) 旅行命令簿の作成時に、下記のとおり入力すること。 【支出科目、別途支出、別途支給】欄 「予算所管課」教育センター学びの丘 「予算」現年
教員の長期社会体験研修に係る事前説明会及び実施校校長が研修期間中に派遣先を訪問する場合 ※訪問に係る旅費は2回分まで	「科目」 教育センター費 県立学校教育（01 10 01 06 01） (3) 旅費システムにて支払手続きを行いますので、旅費計算書を郵送していただく必要はありません。
ミドルリーダー育成研修に出席（地方別研修及び講師等を含む。）した場合	【支出科目】 教育連絡調整費 教職員（01 10 01 04 08）
マネジメント力向上研修に出席（講師等を含む。）した場合	※取扱いは支出科目を除き、上記と同様。

※その他不明な点がある場合は連絡願います。（旅費事務担当：総務課）

〒646-0011 田辺市新庄町 3353-9 電話 (0739)26-3511 FAX (0739)26-8120